

最終改正:令和4年3月25日規則第3号

改正内容:令和4年3月25日規則第3号

○塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則

平成2年3月23日規則第3号

改正

平成3年12月26日規則第32号
平成4年6月17日規則第21号
平成4年12月24日規則第29号
平成8年6月24日規則第15号
平成9年1月9日規則第1号
平成10年3月30日規則第12号
平成12年12月25日規則第41号
平成13年3月28日規則第14号
平成15年3月18日規則第9号
平成16年3月29日規則第13号
平成16年7月15日規則第15号
平成18年3月28日規則第4号
平成19年3月26日規則第15号
平成19年9月28日規則第42号
平成20年3月26日規則第8号
平成20年12月26日規則第36号
平成21年3月26日規則第5号
平成21年5月29日規則第17号
平成22年3月29日規則第3号
平成24年3月22日規則第11号
平成27年3月27日規則第10号
平成28年3月31日規則第20号
平成28年8月31日規則第34号
平成29年9月28日規則第25号
令和元年11月29日規則第13号
令和2年12月25日規則第25号
令和3年6月29日規則第23号
令和3年9月29日規則第27号
令和4年3月25日規則第3号

塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則

塩尻市医療費特別給付金条例施行規則(昭和48年塩尻市規則第9号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、塩尻市福祉医療費給付金条例(昭和45年塩尻市条例第10号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(備付帳簿)

第2条 市長が備える帳簿等は、次に定めるものとする。

- (1) 福祉医療費給付金受給者台帳(様式第1号。以下「受給者台帳」という。)
- (2) 福祉医療費給付金給付記録簿(様式第2号。以下「給付記録簿」という。)

(所得に関し別に定める要件に該当する者)

第3条 条例第4条第1号、第3号及び第4号の規定中所得に関し別に定める要件に該当する者は、次のとおりとする。

- (1) 心身障害者その者の前年(1月から7月までの療養の給付等については前々年。以下同じ。)の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が同令第7条に定める額に満たないもので、かつその者の配偶者の前年の所得の額又はその者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)で、その者の生計を維持するものの前年の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をい。)が同令第2条第2項に定める額に満たないもの
- (2) 母子家庭の母子等 母子家庭の母及び子で、母については、その者の前年の所得の額(児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第3条に規定する所得について同令第4条に規定する計算方法により算定した額をい。以下同じ。)が同令第2条の第4第2項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当ての全部について行うときの額に満たないもので、かつその者の扶養義務者でその者と生計を同じくするものの前年の所得の額が同令第2条の第4第8項に規定する額に満たないもの。子についてはその者の前年の所得の額が児童扶養手当法施行令第2条の第4第8項に規定する額に満たないもので、かつその者の母の前年の所得の額が同令第2条の第4第2項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当ての全部について行うときの額に満たないもの。父母のない児童については、その者の前年の所得の額及びその者の養育者の前年の所得の額が児童扶養手当法施行令第2条の第4第7項に規定する額に満たないもので、かつその者の養育者の配偶者の前年の所得の額又はその者の養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持しているものの前年の所得の額が同令第2条の第4第8項に規定する額に満たないもの
- (3) 父子家庭の父子 父子家庭の父及び子で、父については、その者の前年の所得の額が児童扶養手当法施行令第2条の第4第2項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当ての全部について行うときの額に満たないもので、かつその者の扶養義務者でその者と生計を同じくするものの前年の所得の額が同令第2条の第4第8項に規定する額に満たないもの。子についてはその者の前年の所得の額が児童扶養手当法施行令第2条の第4第8項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当ての全部について行うときの額に満たないもの

(高等学校その他市長が認める施設に在学若しくは在校中の者)

第4条 条例第4条第3号の高等学校その他市長が認める施設に在学若しくは在校中の者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定に基づく高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)に在学中の者
- (2) 学校教育法の規定に基づく各種学校に在学中の者。ただし、前号に規定する高等学校を卒業した者を除く。
- (3) 学校教育法の規定に基づく専修学校又は高等専門学校に在学中の者であって、第1号に規定する高等学校(全日制)の修学年限に相当する年限までのもの
- (4) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)の規定に基づく訓練施設に在校中の者。ただし、第1号に規定する高等学校を卒業した者を除く。

(受給資格の取得又は更新申請等)

第5条 条例第5条の規定により受給資格を取得若しくは更新しようとする者又はその保護者(以下「受給者証交付申請者」という。)は、塩尻市福祉医療費給付金受給者証交付申請書(様式第3号。以下「受給者証交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。ただし、市長が特に認める者にあっては、書類の添付を省略することができる。

(1) 別表に掲げる書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 受給者証交付申請者は、前項に規定する申請を行う場合にあっては、被保険者証等を提示するものとする。ただし、市長が公簿等により確認できるときは、この限りでない。

3 条例第5条の市長が特に認める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 福祉医療費給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けることができる者(以下「受給資格者」という。)が、当該受給資格を更新する場合であること。
- (2) 受給資格者が、当該受給資格の要件等に明らかに適合していることを、市長が公簿等により確認できること。

(受給者証の交付等)

第6条 市長は、条例第5条の規定による受給資格の取得又は更新申請等に基づき、受給資格者であることを確認したときは、福祉医療費受給者証(様式第5号。以下「受給者証」という。)を交付し、受給者台帳を作成し、又は整理するものとする。

2 市長は、条例第5条の規定による申請等に基づき受給資格者でないことを確認したときは、塩尻市福祉医療費給付金に係る申請却下通知書(様式第6号。以下「申請却下通知書」という。)により当該受給者証交付申請者に通知するものとする。

(受給者証の有効期間)

第7条 受給者証の有効期間は、次に定めるとおりとする。

- (1) 開始日 受給資格者が当該受給資格を新たに取得した場合にあっては、条例第7条第1項第1号に規定する受給資格の取得日とし、受給資格者が当該受給資格を更新する場合にあっては、既に交付されている最新の受給者証の有効期間の終了日の翌日とする。

(2) 終了日 次に掲げる期日とする。

ア 子ども 満18歳に達する日以後の最初に到来する3月31日

イ 条例第4条第1号ただし書に規定する者 満18歳に達する日以後の最初に到来する3月31日

ウ その他の者 有効期間の開始日後、最初に到来する7月31日

(高額療養費又は付加給付の額の算定に関する特例)

第8条 条例第9条第1項第1号に規定する額のうち、世帯(被保険者等及び後期高齢者医療被保険者が属する同一の生計の下に生活している集団をいう。以下同じ。)の合算による高額療養費の支給を受ける世帯の受給資格者の当該療養に係る保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合(以下「保険者等」という。)の負担する高額療養費の額を算定する場合においては、支給を受けた後の世帯の高額療養費の額を、それぞれ合算の対象となる療養に係る医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく一部負担金の額(高額療養費が支給される以前の額とする。)により案分し、算定するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、世帯の合算による高額療養費の支給対象となる療養に、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第41条第9項に規定する厚生労働大臣の定める疾病であって、かつ、保険者等から認定を受けたものに係る療養(以下「特定疾病に係る療養」という。)が含まれている世帯の受給資格者に係る保険者等の負担する高額療養費の額を算定する場合においては、特定疾病に係る療養について支給を受けた高額療養費の額を優先して確定し、算定するものとする。

3 同一の被保険者等又は後期高齢者医療被保険者の合算により条例第9条第1項第3号に規定する給付(以下「付加給付」という。)を受ける受給資格者の当該療養に係る付加給付を受けることのできる額を算定する場合においては、支給を受けた後の同一の被保険者等又は後期高齢者医療被保険者の付加給付の額を、それぞれ合算の対象となる療養に係る医療保険各法の規定に基づく一部負担金の額(付加給付がなされる以前の額とする。)により案分し、算定するものとする。

(国等の負担による医療に関する給付に類する給付)

第9条 条例第9条第1項第6号の別に定める給付は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に規定する災害共済給付とする。

(診療報酬明細書等ごとに別に定める額)

第10条 条例第9条第1項第7号の別に定める額は、医療費貸付制度を利用して療養の給付等を受けたときを除き、500円とする。ただし、同項に規定する医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく算定した療養の給付等に要した費用の額から同項第1号から第6号までに規定する額を控除した額が500円に満たないときは、その額とする。

(給付金の支給申請)

第11条 条例第10条第1項の規定により給付金の支給を受けようとする受給資格者又はその保護者(以下「給付金支給申請者」という。)は、塩尻市福祉医療費給付金支給申請書(様式第7号。以下「給付金支給申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

(1) 保険医療機関等又は保険者等が発行した当該療養に要した費用の内訳が記載された領収書若しくは証明書又は療養費の支給等に係る証明書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、給付金支給申請者は、給付金支給申請書の所定欄に前項第1号に掲げる書類と同等の内容の証明を受けることができる場合にあっては、前項第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

3 給付金支給申請者は、第1項に規定する申請を行う場合にあっては、次に掲げる証書を提示するものとする。ただし、市長が公簿等により確認できるときは、この限りでない。

(1) 受給者証

(2) 被保険者証等

(給付金の支給決定、支給方法等)

第12条 市長は、条例第10条の規定による給付金の支給申請等があつたときは、必要な審査を行い支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支給すると決定した場合については、塩尻市福祉医療費給付金支給決定通知書(様式第8号)により当該受給資格者又はその保護者(以下「受給者等」という。)に通知し、塩尻市財務規則(昭和55年塩尻市規則第9号)第82条に規定する金融機関のうちから受給者等が指定した金融機関の口座に給付金を振り込むことにより支給し、給付記録簿を整理するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給しないと決定した場合については、申請却下通知書により当該給付金支給申請者に通知するものとする。

(受給資格の変更又は喪失の届出等)

第13条 受給資格者又はその保護者は、受給資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに塩尻市福祉医療費給付金受給資格変更・喪失届出書(様式第9号)に受給者証を添付して、市長に届け出なければならない。

(1) 受給資格に該当しなくなったとき。

(2) 住所又は氏名に変更があったとき。

(3) 加入医療保険に変更があったとき。

(4) 指定した金融機関の口座に変更があったとき。

(5) その他受給資格に重大な変更があったとき。

2 受給資格者又はその保護者は、前項第3号に規定する届出を行なう場合にあっては、被保険者証等を提示するものとする。ただし、市長が公簿等により確認できるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の規定による届出に基づき、次の各号に掲げる場合により当該各号に定める処理を行うものとする。

(1) 第1項第1号に該当する場合 当該受給者証を回収し、備付帳簿を整理するものとする。

(2) 第1項第2号及び第5号に該当する場合 次に掲げるいずれかの処理を行なうものとする。

ア 当該受給者証を修正し、当該受給資格者に交付する。

イ 当該受給者証を回収し、受給者証を再作成して当該受給資格者に交付し、備付帳簿を整理する。

(3) 第1項第3号及び第4号に該当する場合 備付帳簿を整理するものとする。

4 市長は、第1項に規定する届出がない場合においても、公簿等により第1項各号に掲げる受給資格の喪失又は変更があつたことを確認したときは、前項に規定する処理を行なうことができる。

(受給者証の再交付申請等)

第14条 受給資格者又はその保護者は、受給者証を紛失、破損等したときは、塩尻市福祉医療費給付金受給者証再交付申請書(様式第10号)により、市長に受給者証の再交付を申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請に基づきその受給資格を確認し、及びその理由が適当であると確認したときは、受給者証を再作成して当該受給資格者に交付し、備付帳簿を整理するものとする。

3 受給資格者又はその保護者は、前2項の規定による受給者証の再交付を受けた後ににおいて、紛失した受給者証を見失したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が長野県知事、保険医療機関等、国保連等その他の関係機関と協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現に改正前の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定に基づいてなされた受給資格の有無に係る確認等の行政処分等及びそれに伴い作成された受給資格者証、通知書等については、この規則による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定に基づいてなされた、又は作成されたものとみなす。

3 この規則施行の際、旧規則の規定に基づいて処理中の申請又は届出については、新規則の規定に基づいて処理するものとする。

4 この規則施行の際、旧規則の規定に基づいて作成された様式については、新規則の規定にかかわらず、所要の補正を施したうえ、当分の間使用することができる。

附 則(平成3年12月26日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、平成4年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、この規則による改正前の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則(平成4年6月17日規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、平成4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則(平成4年12月24日規則第29号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成8年6月24日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成8年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則(平成9年1月9日規則第1号)

この規則は、平成9年2月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づき申請する者については、なお従前の例による。

附 則(平成9年1月9日規則第1号)

この規則は、平成9年2月1日から施行する。

附 則(平成10年3月30日規則第12号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則(平成12年12月25日規則第41号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成13年3月28日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、施行日前に改正前の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則の規定により、支給事由の生じた特別給付金については、なお従前の例による。

附 則(平成15年3月18日規則第9号)

(施行期日)

1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前において現にこの規則による改正前の塩尻市医療費特別給付金条例施行規則第8条第1項第1号に規定する独り暮らし老人に該当する者として塩尻市に受給者登録されているもので、施行日以後も引き続き当該要件に該当している70歳未満のものについては、この規則による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則(以下「新規則」という。)第7条第1項に規定する67歳以上70歳未満の老人とみなして適用する。

3 施行日から平成15年7月31日までに行われた療養の給付等に係る新規則の適用については、新規則第4条1号中「所得(1月から7月までの療養の給付等については前々年の所得。以下同じ。)」とあるのは「所得」と読み替えるものとする。

4 新規則第8条第1項第2号中「7月31日」とあるのは、平成15年に限り「6月30日」と読み替えて適用する。

附 則(平成16年3月29日規則第13号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年7月15日規則第15号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則(平成18年3月28日規則第4号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日規則第15号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日規則第42号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

4 この規則の施行の際、現にある第4条の規定による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則(平成20年3月26日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成20年3月31日において現に塩尻市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例(平成20年塩尻市条例第9号)による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例(以下「旧条例」という。)第4条第1号に該当する者で同年4月1日以後も引き続き旧条例第4条第1号に該当するものについては、この規則による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則別表の規定は、なおその効力を有する。

3 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則(平成20年12月26日規則第36号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日規則第5号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則(平成21年5月29日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。ただし、第9条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則第10条の規定は、この規則の施行の日以後に行われた療養の給付等について適用し、同日前に行われた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月29日規則第3号)

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第8条第2号アの改正規定は、同年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にあるこの規則による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則(平成24年3月22日規則第11号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日規則第10号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則(平成28年3月31日規則第20号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年8月31日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年9月28日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則(令和元年11月29日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則(令和2年12月25日規則第25号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則(令和3年6月29日規則第23号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の塩尻市福祉医療費給付金条例施行規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則(令和3年9月29日規則第27号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式によるものとみなす。

3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の補正を施して使用することができる。

附 則(令和4年3月25日規則第3号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

心身障害者	<p>1 心身障害の事実又は状態を証する書類</p> <p>2 条例第4条第1号に規定する要件に該当する者(出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者及び身体障害者手帳交付者のうち障害の程度が4級の者を除く。)にあっては、前年の所得及びその者の配偶者の前年の所得又はその者の扶養義務者で、その者の生計を維持するものの前年の所得を証する書類</p> <p>3 障害の程度が4級に該当する者にあっては、その者の前年の所得に所得税が課せられていない状況を証する書類及びその者の配偶者の前年の所得又はその者の扶養義務者でその者の生計を維持する者の前年の所得を証する書類</p> <p>4 条例第4条第1号イに規定する要件に該当する者にあっては、常時介護状況調書(様式第4号)</p>
母子家庭の母子等又は父子家庭の父子	<p>1 条例第4条第3号ア及び第4号アに規定する要件に該当する者にあっては、その者の前年の所得及びその者の扶養義務者でその者と生計を同じくするものの前年の所得を証する書類</p> <p>2 条例第4条第3号イ及び第4号イに規定する要件に該当する者のうち、18歳以上20歳未満のものにあっては、在学等を証する書類</p> <p>3 条例第4条第3号ウに規定する要件に該当する者のうち、その者の前年の所得及びその者の養育者の前年の所得及びその者の養育者の配偶者の前年の所得又はその者の養育者の扶養義務者で、その養育者と生計を維持しているものの前年の所得を証する書類</p>

福 祉 医 療 費 給 付 金 受 給 者 台 帳

1 受給資格者関係	フリガナ 氏名			性別		生年月日	年 月 日生	2 資格関係	事業番号	① ② ③	受給者番号			
	住 所 (居住地)	①	塩尻市						(変更)	①	取 得	・	・	事由
		②	塩尻市							②	喪 失	・	・	事由
		③	塩尻市							③	取 得	・	・	事由
	世帯主名 保護者名	世帯主との続柄		電 話					③	喪 失	・	・	事由	
		資格者との続柄							③	取 得	・	・	事由	
保険種別及び記号・番号			区分		保険者番号、保険者の名称及び所在地			被保険者、組合員又は世帯主の氏名(続柄)及び住所					加入期間	
3 加入医療保険等関係	①								()					・ ～
	②								()					・ ～
	③								()					・ ～
	④								()					・ ～
	⑤								()					・ ～
4 受給者証明関係	交付年月日	事由	有効期間		特定疾病の有無		他の公費負担 医療制度対象の有無							
	①	・		・	・	～	5 心身障害要件		確認：			6 支給口座関係	金融機関名 及び支店名	
	②	・		・	・	～	所得要件		確認：				口座の種別	口座番号
	③	・		・	・	～	所得税要件		確認：				口座名義人	
	7 高等学校等在学特例関係										備考			
	④	・		・	・	～	有無		有効期限	～	・	・		
⑤	・		・	・	～									

塩尻市福祉医療費給付金受給者証交付申請書

年 月 日

(あて先) 塩尻市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、福祉医療費給付金受給者証の交付を申請します。

受 給 資 格 者	対象者氏名		生年月日	統柄	個人番号(マイナンバー)		受給者番号(※市記入欄)	
振 込 先 口 座	住所							
	金融機関名	銀行・信金 信組・農協			加入 医療 保 険	保険者名称		
	支店名	本店・支店 本所・支所	口座の 種類	1.普通 2.当座		保険者番号		
	口座番号					記号・番号		
	フリガナ					被保険者氏名	被保険者 との統柄	
	口座名義人	被保険者住所※1						
委 任 状	※指定口座の名義が受給資格者本人でない場合 福祉医療費給付金の受領に関する一切の権限を、上記口座名義人に委任します。(受給資格者本人が18歳未満の場合を除く。 氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。)							
	年 月 日	氏 名				印		
同意 欄	塩尻市福祉医療費給付金の受給資格審査等において、受給資格者及び同居世帯員の住民基本台帳、市民税・県民税・所得税課 税状況、児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当等の支給状況等を塩尻市が調査すること並びに医療費が高額になつ た場合、高額療養費の適否について、加入医療保険者へ塩尻市が照会することを受給資格が継続する限り同意します。(氏名を 自署する場合は、押印を省略することができます。)							
	年 月 日	氏 名				印		
	世帯員氏名	個人番号(マイナンバー)			世帯員氏名	個人番号(マイナンバー)		
	印				印			
印				印				

※1 受給資格者の住所と異なる住所の場合のみ記載してください。

常 時 介 護 状 況 調 書

受給資格者	氏 名			性 別		住 所		
	生年月日	年 月 日	年 齢		区 分	身障手帳	(障害程度)	
日常生活の 基本的な身 辺処理状況	食 事	1 ほぼ正常に、自力で食べる。 2 おにぎりにしてもらい、自力で食べる。 3 自力で食べるが、3分の1程度以上こぼす。				4 手伝ってもらい、食べる。 5 食事動作はできるが、指示しないといつまでも食べない。		
	用 便	1 どうにか自力で便所に行き、用をたす。 2 室内の便器を利用し、自力で用をたす。 3 自力で便所(便器)へ行くが、紙を使えない。 4 介助してもらい便所(便器)に行き、自力で用をたす。				5 表現したとき、便所へ連れていく。 (又は便器にとる。) 6 時間で連れていく。 7 おむつを使用している。		
	着 脱 衣	1 ひとりで脱げる。(又は前の開いたものなら脱げる。) 2 ひとりで着れる。 3 ひとりでボタン(チャック)を掛けることができる。 4 パンツの上げ下げができる。				5 ひもは解けるが、結べない。 6 一部分介助すれば、脱げる。(又は着れる。) 7 脱げない。(又は着れない。)		
	移 動	1 ひとりで移動できる。 2 立ち上がり、戸、壁等につかり移動する。 3 手を引いてもらい(肩にもたれて)、移動する。				4 はって移動する。 5 いざり移動する。 6 寝たきりの状態である。		
	その他参考事項							
備 考								

(注)「日常生活の基本的な身辺処理の状況」の各項目中は、該当する番号に○印をすること。

上記のとおり、相違ありません。

年 月 日

申請者氏名

様式第5号(第6条関係)
様式第5号(第6条関係)
(その1)

(表)

□ 福祉医療費受給者証	
市町村番号	事業番号
受給者番号	
受給者	住所
	氏名
	生年月日
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
摘要	
発行機関名及び印	長野県塩尻市長 印
交付年月日	年 月 日

(その2)

(表)

現物	□ 福祉医療費受給者証	
公費負担者番号		
受給者番号		
受給者	住所	
	氏名	
	生年月日	年 月 日生
自己負担金	入院	1 レセプトにつき上限 500 円
	通院	1 レセプトにつき上限 500 円
	保険調剤	1 レセプトにつき上限 500 円
	訪問看護	1 レセプトにつき上限 500 円
	柔道整復施術療養費	1 レセプトにつき上限 500 円
	入院時食事療養費	
摘要		
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
発行機関名及び印	長野県塩尻市長 印	
交付年月日	年 月 日	

(裏)

注意事項

- この証は、長野県内(及び一部隣接県)の保険医療機関等において受診したときに、市役所で手続きを行わなくても福祉医療費給付金の支給を受けることができる証ですから、大切に保管してください。
- 保険医療機関等に受診するときは、被保険者証又は組合員証に添えてこの証を窓口に必ず提示し、保険の自己負担分を支払ってください。
- (一部を除く)長野県外の保険医療機関等で受診したときや、この証を提示しないで受診したときは、保険の自己負担分を窓口で支払い、保険診療証明書又は領収書等を添えて市役所に福祉医療費給付金の支給申請をしてください。
- この証の記載事項に変更があったときは、14日以内にこの証を持参のうえ、市役所に届け出してください。
- 転出等により受給資格がなくなったり、有効期間が経過したときは、速やかにこの証を市役所に返納してください。
- 保険の自己負担分が高額療養費の支給対象となるときや、保険者から付加給付が支給されるときは、市役所担当課窓口で手続きが必要となる場合があります。
- 貸付制度を利用するには、市町村長の認定を受けることが必要で、手続きも通常と異なりますので、担当課窓口にご相談ください。

(裏)

注意事項

- この受給者証は、福祉医療費の助成を受けられることを証明するものですので、大切に保管してください。
- 県内の保険医療機関(調剤薬局・訪問看護ステーション含む)を受診するときは、被保険者証(又は組合員証)に添えてこの受給者証を、受診の都度、必ず窓口に提出してください。
また、小児慢性特定疾病医療、未熟児養育医療、自立支援医療(更生医療・精神通院医療・育成医療)、難病医療など、他の公費負担医療の適用となる場合には、この受給者証と被保険者証に併せて、それぞれの公費負担医療の受給者証を必ず提示してください。
- 医療費の一部は自己負担となりますので、この受給者証に記載された額を医療機関等の窓口で支払ってください。
- 氏名、住所、加入医療保険などに変更があったときは、この受給者証を添えてその旨を届け出してください。
- 県外の保険医療機関等でこの証が使えない場合は、領収書(保険診療が確認できるもの)の交付を受け、市町村長に医療費の給付を申請してください。
- 受給資格がなくなったとき、又は有効期間が満了したときは、この受給者証を使用することができませんので、速やかに返還してください。
- 次の場合は、福祉医療費の助成対象となりません。
 - 日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」を利用して医療機関で受診するとき。
 - 精密健康診査により委託医療機関を受診するとき。
 - 医療の原因が交通事故等第三者の加害によるものであるとき。
 - 保険が適用とならない診療を受けたとき。
- 偽り、その他不正にこの受給者証を使用することはできません。

第 号
年 月 日
様

塩尻市長 印

塩尻市福祉医療費給付金に係る申請却下通知書

あなたからなされた次の申請については、審査の結果、次の理由により却下しましたので、通知します。

申請の種類	1 福祉医療費給付金受給者証交付申請 (受給資格の取得又は更新申請) 2 福祉医療費給付金支給申請(年 月分)
理 由	
備 考	

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、塩尻市長に対して審査請求することができます。

また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告(塩尻市長が代表者)として提起することができます。

塩尻市福祉医療費給付金支給申請書

償還方式

年月日

(あて先) 塩尻市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、福祉医療費給付金の支給申請をします。

受給者番号						受 給 者 加 入 医 療 保 險	
	保険者名称						
受給者氏名							
	記号・番号						
生年月日						保険者番号	
診療月	年(和暦)	月	入外別	入院	入院外	金融機関名及び支店名	
				1	2		
診療日数						日	種 別 口座番号
診療報酬総点数						点(円)	普通・当座 口座名義人(フリガナ)
自己負担額						円	
受診者 保険区分	国保	後期 高齢者	医療機関名				
	社保		領収書の枚数				
医療機関番号							
生年(和暦)	給付割合	高額療養費	食事療養費・生活療養費	公費法別			
	70・80・90	円	円	21・()			
上記のとおり相違ないことを証明します。 年月日 医療機関名							

※医療機関の領収書等の提出が必要となります。

塩尻市福祉医療費給付金支給決定通知書

先に申請のありました福祉医療費給付金について審査をした結果、次のとおり支給することに決定しましたので通知します。

支給日

振込先

口座番号

長野県塩尻市長

対象者氏名

医療機関名	診療年月	支給額(円)
合計		

※ 加入医療保険（後期高齢者医療を含む。）から高額療養費、付加給付等の給付がある場合は、その額を差し引いてあります。

※ 1診療報酬明細書（レセプト）当たり500円を受給者負担金として窓口での自己負担額から差し引いてあります。

自己負担額が500円以下の場合は、福祉医療費給付金の支給はありません。

※ 医療機関等で受診するときは、必ず受給者証と被保険者証を窓口に提示してください。

〒	住 所
氏 名	
	様

部 課 係

塩尻市福祉医療費給付金受給資格変更・喪失届出書

年 月 日

(あて先) 塩尻市長

届出者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり、福祉医療費給付金受給資格の変更又は喪失の届出をします。

受給者番号	受給資格者氏名	生年月日

1 変更の場合

項目	変更前	変更後	
氏名			
住所			
記号・番号			
被保険者氏名			
被保険者住所			
保険者番号			
保険者名称			
保険種別			
変更年月日		年 月 日	
振込先口座	金融機関名称	銀行・信金 信組・農協	銀行・信金 信組・農協
	支店名称	本店・支店 本所・支所	本店・支店 本所・支所
	預金種別	1 普通 2 当座	1 普通 2 当座
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

2 喪失の場合

喪失事由	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 資格変更 <input type="checkbox"/> その他()
喪失日	年 月 日
備考	

塩尻市福祉医療費給付金受給者証再交付申請書

年 月 日

(あて先) 塩尻市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

次のとおり、福祉医療費給付金受給者証の再交付を申請します。

受給者番号	受給資格者氏名	生年月日
再交付事由	1 紛失 2 破損 3 その他 ()	